

令和3年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案

香川県広域水道企業団

令和3年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案一覧

第 1 号	令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案	1
第 2 号	令和2年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案	3
第 3 号	令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案	5
第 4 号	令和3年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案	11
第 5 号	香川県広域水道企業団退職手当審査会条例議案	15
第 6 号	専決処分事項の承認について（香川県広域水道企業団企業長等の 給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）	17
第 7 号	専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定について）	18

令和 2 年度補正予算
香川県広域水道企業団水道事業会計

(第 1 号)

第1号

令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既定予定量)		(補正予定量)	(計)
(1) 給水戸数	425,054戸	△	138戸	424,916戸
(2) 年間総給水量	124,485,103m ³		267,373m ³	124,752,476m ³
(3) 1日平均給水量	341,055m ³		733m ³	341,788m ³
(4) 主な建設改良事業	広域水道施設整備事業	1,794,292千円	△ 88,299千円	1,705,993千円
	経年施設更新整備事業	10,436,600千円	△ 337,601千円	10,098,999千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)		(補正予定額)	(計)
	収		入	
第1款 水道事業収益	24,127,815千円		404,582千円	24,532,397千円
第1項 営業収益	21,895,867千円	△	33,239千円	21,862,628千円
第2項 営業外収益	2,231,891千円		31,448千円	2,263,339千円
第3項 特別利益	57千円		406,373千円	406,430千円
	支		出	
第1款 水道事業費用	22,879,843千円		22,800千円	22,902,643千円
第1項 営業費用	21,380,727千円	△	55,518千円	21,325,209千円

第2項 営業外費用	1,429,525千円	△ 39,469千円	1,390,056千円
第3項 特別損失	19,591千円	117,787千円	137,378千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条中「13,944,523千円」を「13,555,486千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業資本的収入	6,389,912千円	△ 699,434千円	5,690,478千円
第1項 企業債	3,904,800千円	△ 663,000千円	3,241,800千円
第2項 出資金	440,391千円	△ 71,065千円	369,326千円
第3項 補助金	1,477,746千円	92,177千円	1,569,923千円
第4項 負担金	564,783千円	△ 95,551千円	469,232千円
第6項 固定資産売却代金	142千円	38,005千円	38,147千円
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	20,334,435千円	△ 1,088,471千円	19,245,964千円
第1項 建設改良費	16,444,949千円	△ 811,167千円	15,633,782千円
第2項 企業債償還金	3,568,084千円	△ 656千円	3,567,428千円
第5項 補助金返還金	276,648千円	△ 276,648千円	0千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条の表限度額の欄中「3,904,800千円」を「3,241,800千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条中「(1) 職員給与費 4,252,688千円」を「(1) 職員給与費 4,101,170千円」に、「(2) 交際費 432千円」を「(2) 交際費 387千円」に改める。

(構成団体からの補助金の補正)

第7条 予算第9条中「133,538千円」を「335,265千円」に改める。

令和 2 年度補正予算

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計

(第 2 号)

令和2年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和2年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和2年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既定予定量)		(補正予定量)	(計)
(1) 給水事業所数	38事業所		1事業所	39事業所
(2) 年間総給水量	21,318,000m ³	△	75,000m ³	21,243,000m ³
(3) 1日平均給水量	58,406m ³	△	206m ³	58,200m ³
(4) 主な建設改良事業 経年施設更新整備事業	712,987千円		15,511千円	728,498千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)		(補正予定額)	(計)
	収		入	
第1款 工業用水道事業収益	832,207千円		295千円	832,502千円
第1項 営業収益	797,300千円	△	1,125千円	796,175千円
第2項 営業外収益	34,907千円		1,420千円	36,327千円
	支		出	
第1款 工業用水道事業費用	781,343千円		23,626千円	804,969千円
第1項 営業費用	738,608千円		25,789千円	764,397千円
第2項 営業外費用	37,735千円	△	2,163千円	35,572千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条中「576,281千円」を「855,810千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)		(補正予定額)	(計)
	収		入	
第1款 工業用水道事業資本的収入	370,000千円		△ 262,900千円	107,100千円
第1項 企業債	370,000千円		△ 284,700千円	85,300千円
第2項 補助金	0千円		21,800千円	21,800千円
	支		出	
第1款 工業用水道事業資本的支出	946,281千円		16,629千円	962,910千円
第1項 建設改良費	730,359千円		16,629千円	746,988千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条の表限度額の欄中「370,000千円」を「85,300千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条中「(1) 職員給与費 77,676千円」を「(1) 職員給与費 110,953千円」に改める。

令和 3 年度当初予算
香川県広域水道企業団水道事業会計

(第 3 号)

第3号

令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	428,101戸
(2)	年間総給水量	124,456,699m ³
(3)	1日平均給水量	340,977m ³
(4)	主な建設改良事業	広域水道施設整備事業
		1,845,787千円
		経年施設更新整備事業
		9,866,245千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		24,178,857千円
第1項 営業収益		21,950,763千円
第2項 営業外収益		2,228,048千円
第3項 特別利益		46千円
	支	出
第1款 水道事業費用		22,732,823千円
第1項 営業費用		21,504,710千円

第2項 営業外費用 1,165,124千円

第3項 特別損失 12,989千円

第4項 予備費 50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,566,482千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収

入

第1款 水道事業資本的収入	5,935,039千円
第1項 企業債	3,324,000千円
第2項 出資金	564,408千円
第3項 補助金	1,603,363千円
第4項 負担金	441,157千円
第5項 加入金	2,050千円
第6項 固定資産売却代金	61千円

支

出

第1款 水道事業資本的支出	19,501,521千円
第1項 建設改良費	15,652,357千円
第2項 企業債償還金	3,585,839千円
第3項 他団体借入金償還金	4,782千円
第4項 基金造成費	10千円
第5項 補助金返還金	218,533千円
第6項 予備費	40,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
肥 土 山 浄 水 場 更 新 工 事	令 和 4 年 度 ~ 令 和 8 年 度	千円 3,169,000
東 讃 地 区 広 域 監 視 シ ス テ ム 設 置 工 事	令 和 4 年 度 ~ 令 和 5 年 度	1,150,000
御 殿 配 水 池 築 造 工 事	令 和 4 年 度 ~ 令 和 5 年 度	920,000
浅 野 浄 水 場 普 通 沈 澱 池 築 造 工 事	令 和 4 年 度	753,236
浅 野 浄 水 場 普 通 沈 澱 池 機 械 設 備 工 事	令 和 4 年 度	482,438
浅 野 浄 水 場 普 通 沈 澱 池 電 気 工 事	令 和 4 年 度	338,019
中 讃 ブ ロ ッ ク 統 括 セ ン タ ー 坂 出 サ テ ラ イ ト 業 務	令 和 4 年 度	13,505
中 部 浄 水 場 排 水 処 理 事 機 械 設 備 工	令 和 4 年 度	238,000
中 部 浄 水 場 排 水 処 理 事 電 気 設 備 工	令 和 4 年 度	172,000

西部浄水系管路維持修繕工事	令和4年度	4,500
中部浄水系上水管路維持修繕工事	令和4年度	4,000
綾川浄水系上水管路維持修繕工事	令和4年度	7,000
綾川浄水系上水管路維持修繕工事	令和4年度	5,500
東部浄水系管路維持修繕工事	令和4年度	18,000
西部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和4年度	4,000
中部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和4年度	2,800
綾川浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和4年度	7,000
東部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和4年度	5,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	3,324,000千円	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰上償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,090,050千円

(2) 交際費 375千円

(構成団体からの補助金)

第9条 建設改良事業等に充てるため、構成団体からこの会計へ補助を受ける金額は、308,287千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、182,240千円と定める。

令和 3 年度当初予算

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計

(第 4 号)

第4号

令和3年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和3年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	40事業所
(2) 年間総給水量	20,679,000m ³
(3) 1日平均給水量	56,655m ³
(4) 主な建設改良事業	経年施設更新整備事業
	455,060千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	807,847千円
第1項 営業収益	773,411千円
第2項 営業外収益	34,436千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費用	766,408千円
第1項 営業費用	724,642千円
第2項 営業外費用	36,766千円
第3項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額377,875千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 工業用水道事業資本的収入	300,000千円
第1項 企業債	300,000千円
支 出	
第1款 工業用水道事業資本的支出	677,875千円
第1項 建設改良費	545,086千円
第2項 企業債償還金	45,151千円
第3項 他団体借入金償還金	86,638千円
第4項 予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中部浄水場排水処理 機械設備工事	令和4年度	122,000
中部浄水場排水処理 電気設備工事	令和4年度	88,000
綾川浄水系統川尻橋 水管橋耐震化工事	令和4年度	70,000
中部浄水系上水管路維持修繕工事	令和4年度	4,000

綾川浄水系上工水管路維持修繕工事	令和4年度	8,000
中部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和4年度	600
綾川浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和4年度	1,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	300,000千円	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰上償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款工業用水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

107,623千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

予 算 外 議 案

(第5号～第7号)

香川県広域水道企業団退職手当審査会条例議案

(設置)

第1条 退職手当の支給制限等について調査審議するため、香川県広域水道企業団退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、退職手当の支給制限その他の事項で企業長が定めるものについて調査審議する。

(組織)

第3条 審査会は、委員3人で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、必要の都度、企業長が任命する。

3 委員は、その者の任命に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第6号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条の規定により、令和2年11月27日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

記

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和2年香川県広域水道企業団条例第13号）
香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
(通勤手当等) 第4条 略 2 略 3 前項の期末手当の額は、給料の月額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(通勤手当等) 第4条 略 2 略 3 前項の期末手当の額は、給料の月額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

第2

改正後	改正前
(通勤手当等) 第4条 略 2 略 3 前項の期末手当の額は、給料の月額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(通勤手当等) 第4条 略 2 略 3 前項の期末手当の額は、給料の月額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、令和3年4月1日から施行する。

第7号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条の規定により、令和2年12月16日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

記

損害賠償の額の決定について

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
県内在住 A	1,533,675 円

2 事故の概要

(1) 発生年月

令和2年8月30日

(2) 発生場所

三豊市豊中町本山甲

(3) 発生の概要

前面道路に布設されている口径250mm鋳鉄製送水管が漏水した影響により、相手方所有地内の玄関タイルを破損した。

